

## 札幌市手稲老人福祉センターの管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

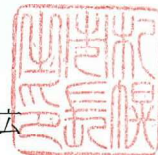
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）第10条第1項の規定に基づき、令和5年3月27日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「乙」という。）が締結した札幌市手稲老人福祉センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第18条第5項、第27条、第37条及び別表の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和5年4月から令和6年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 618,000円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和6年3月15日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋JSDターミナルビル  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
代表者 代表理事 田嶋 羊

